

業務再点検結果報告

部署名	釧路統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産業に関する調査の実施、統計の作成・提供、情報の収集・提供

1. 基本的視点に関する点検

	項目	対応	点検結果の概要	
基本的視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・業務の中で得た国民からの意見・要望は、センター内に設置した「情報メモ」にて整理し職員間で共有し適切な対応をしている。 ・取り組みが適切であるかの直接の評価を得るまでには至っていない。
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・苦情などを受けた場合は上部に対し決められた様式での報告が定められている。
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・情報業務として、モニター・オピニオンまたは、生産者、消費者に説明を行っている。 ・情報業務として、モニター交流会やイベントの開催をしていないので、アンケート等による評価は受けていない。
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	・特定の分野との深く関係する事項はない。
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	-	
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

		項目	対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	MA米における飼料工場への立会等の業務
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	・BSEの発生による業務の見直しはない。 ・情報業務において生産者や加工業者からの調査が主で消費者サイドの調査は限られたものになっている。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—	
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
		⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
	業務の見直し(つづき)	⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	GAP導入に係る事業では、川上から川下まで一貫した行程管理手法導入を推進しているが、行程管理手法の導入は食の安全に資するものであることを事業申請者に認識していただくよう事業を推進している。また、食品リサイクルの推進に際しては飼料安全法、肥料取締法に則した取組内
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	・農水省で有る以上すべての業務について食の安全に関係あるものであるとの認識はあるが、どこまでの業務が食の安全にまで脅かす業務なのかの判断はできない。

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	市町村別統計において市町村からの数値についての照会が多く、作成の要望が強い。	/	関係機関へは市町村別統計の廃止について、組織的事情を含めご理解を得ていると思っている。
		/	
		/	